

マイナンバー法等の一部改正法案の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。
⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書発行等に関する事務を可能とする。
- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く）。

2023年3月7日
閣議決定の
改正法概要
(デジタル庁)
https://www.digital.go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8/

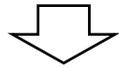
1. マイナンバーの利用範囲の拡大

理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る

「その他の行政分野」を、「利用の可能性を考慮」から「利用の促進」へ

▼第3条(基本理念)2

【現行法】…社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、**他の行政分野及び**行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における**利用の可能性を考慮**して行われなければならない。



【改正案】…社会保障制度、税制、**災害対策その他の行政分野**における**利用の促進を図るとともに**、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における**利用の可能性を考慮**して行われなければならない。

※2023年3月9日最高裁判決は、利用範囲の限定を合憲理由の一つとした

「前記第1の2(2)イのとおり、**番号利用法は、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定**することで、個人番号によって検索及び管理がされることになる個人情報を限定するとともに、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由を一般法よりも厳格に規定している。…以上によれば、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているということが出来る。」(9頁)

「これらの諸点を総合すると、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」(11頁)

1. マイナンバーの利用範囲の拡大 マイナカードで国家資格等管理システムに登録（2021年法改正）

▼社会保障関係32国家資格

医師 歯科 薬剤師 看護師 准看護師
 師 保健師 助産師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 義肢装具士
 言語聴覚士 臨床工学技士 診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士
 歯科技工士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師
 救急救命士 介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師
 管理栄養士 栄養士 保育士 介護支援専門員 社会保険労務士 税理士

▼利用拡大を検討

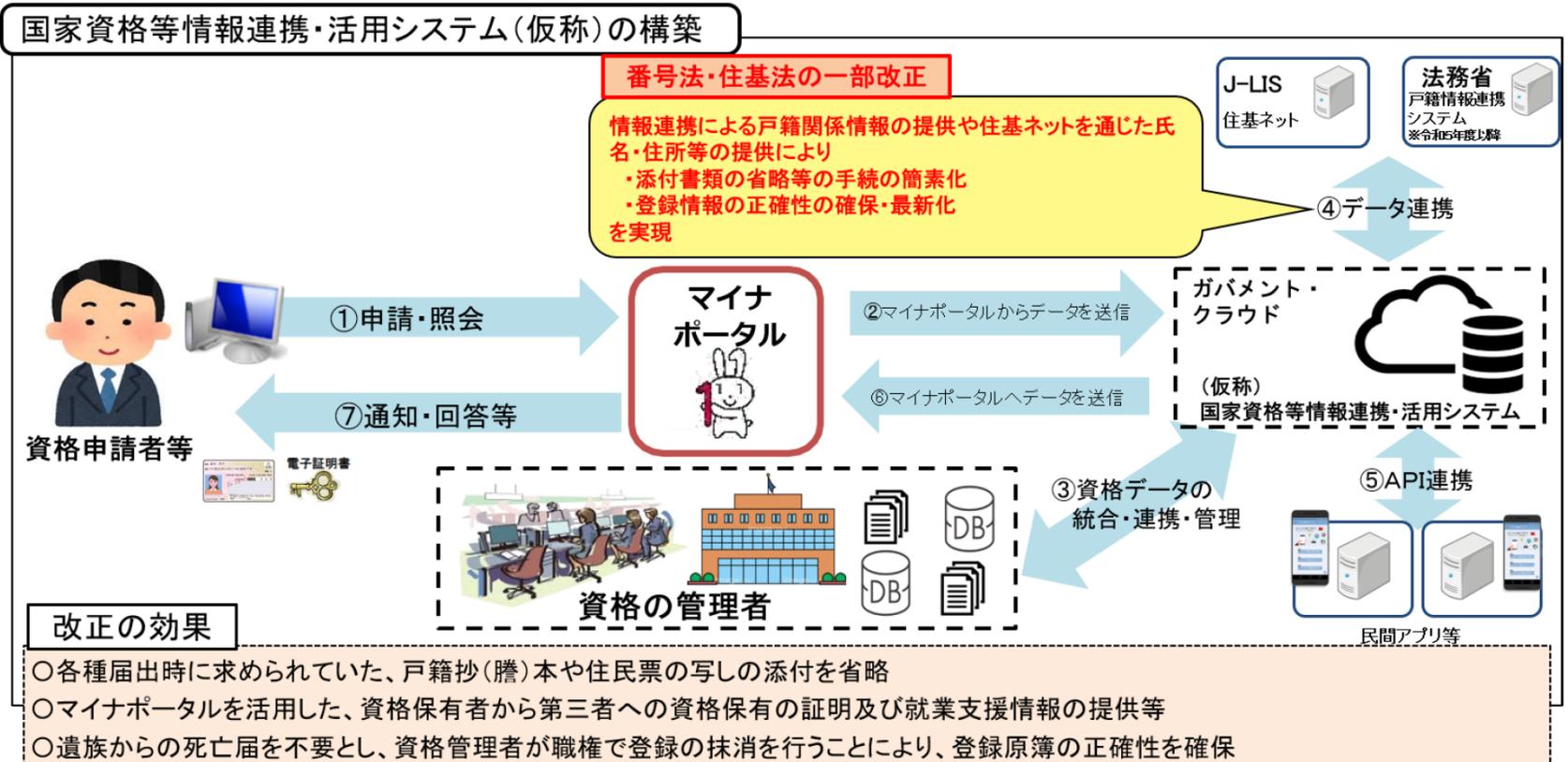
行政書士、司法試験、教員、調理師、理容師、美容師、建築士、通訳士、など

「個々の国民がその利用等を拒否できる制度とはしていない」
 （2021年3月3日参院予算委員会福島委員への平井大臣答弁）

↓
 マイナカードの利用が強要される？

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 昨年デジタル改革関連法において、マイナンバー法等を改正し、税・社会保障に関する32の国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。
- 令和5年度までにデジタル庁において資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度に「国家資格等のデジタル化」を開始する。



1. マイナンバーの利用範囲の拡大

手続の負担軽減を理由に、在留外国人の「適正な在留管理」

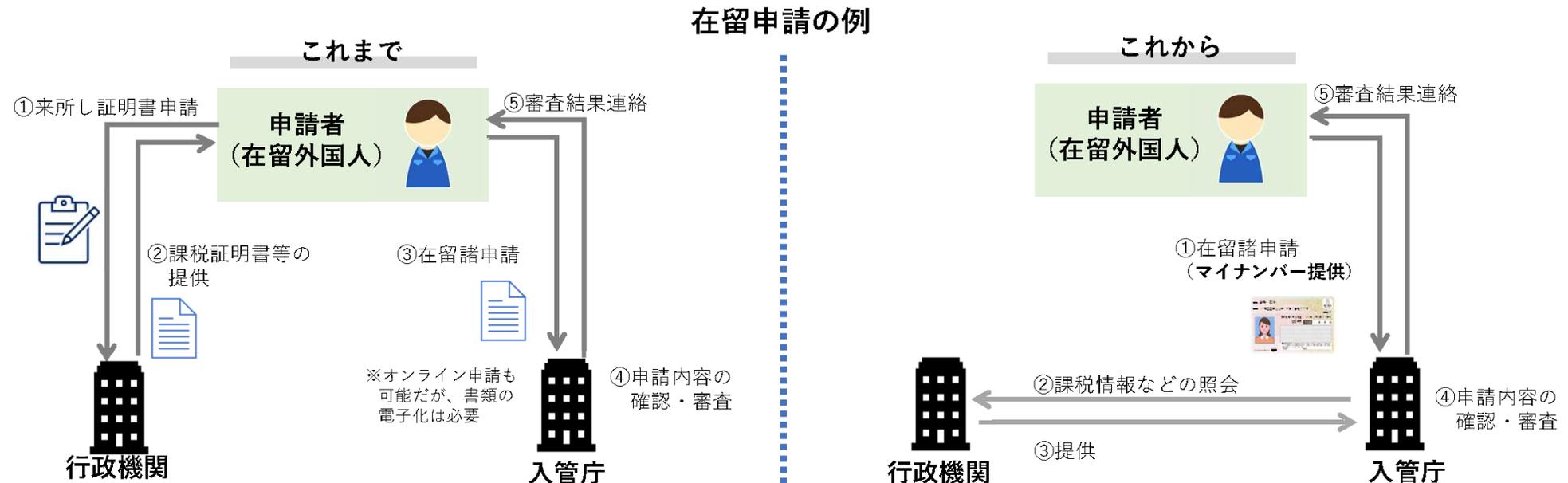
在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

在留資格を有する外国人等が在留諸申請（在留期間更新許可申請等）をオンラインで行う場合、他の行政機関が保有する証明書等について紙媒体にて取得し、電子化した上で、在留申請オンラインシステムに登録する必要があり、申請者にとって負担が大きい。



今後、マイナンバーの提供により、関係行政機関との連携がなされた場合は、申請や届出に必要な行政機関発行の証明書類を省略することが可能となり、在留外国人（申請者）の負担が軽減。

また、申請等取次者として手続を行う企業等にとっても、複数の外国人従業員に係る証明書類を複数の行政機関から入手して提出する必要がなくなり、負担軽減。出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）においては、中長期在留者に関する情報の正確性が確保され、適正な在留管理の実現にもつながる。



2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し 法律がどう変わるか

【現行法】マイナンバーを利用できるのは法9条(別表第1と自治体条例)に規定する事務のみ
情報連携できるのは法19条8・9(別表第2と個人情報保護委員会規則)に規定する事務のみ

【改正案】法律で利用が認められている事務に準ずる事務(「準法定事務」)についても、マイナンバーの利用を可能に
法律で利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能に
別表第2がなくなる(「利用特定個人情報」) = **行政機関の判断で情報連携が広がる**

※2023年3月9日最高裁判決は、提供を制限列挙した例外事由に限定することを合憲理由の一つに

「さらに、前記第1の2及びイのとおり、番号利用法は、特定個人情報の提供を原則として禁止し、**制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ、その提供を認める**とともに、上記例外事由に該当する場合を除いて他人に対する個人番号の提供の求めや特定個人情報の収集又は保管を禁止するほか、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している。

以上によれば、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているということができる。」(9頁)

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG(第7回2022年11月29日)では委員から懸念が示される

- ・「何かよく分からない間に利用範囲を広げたように伝わらないように」(太田構成員)
- ・「便利になるから、ということだけで拡大するのではなく・・・国民の理解を得ることが不可欠」(後藤特別構成員)
- ・「なぜ歯止めが必要なのかというのは、幾つか懸念があった名寄せリスクですとか、いわゆる国民の情報が全て一元管理されるのではないかというリスクに対する答えだったということは忘れないでいただきたい」(上原特別構成員)

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し マイナンバー利用と情報連携の法定主義をなし崩しに

マイナンバーの利用促進

より迅速な情報連携に向けた法令の規定の見直し

- コロナ禍を経て、マイナンバー制度においては、下記のような課題があることが明らかとなった。
 - ① 法律に規定がない事務については、マイナンバー法に規定することができなかった。
 - ② 新規の情報連携を可能にするためには、都度、法改正を行う必要があった。
- このような課題につき、第6回マイナンバーWGにおいて、迅速な情報連携の必要性について指摘があった。また、迅速な情報連携の実現の際には、ガバナンスの確保も必要であるという指摘もあった。
- なお、法別表第一については、新たに利用範囲を広げる際に国民にマイナンバーの提出を求めるなど、国民に一定の負担を伴うこともありうることに留意。
- 以上を踏まえ、マイナンバーを利用できる事務を定めている法別表第一は、法律に根拠のある事務及びその主体を列挙する現行の形式を維持しつつ、**①別表第一に規定されている事務に準ずる事務であれば、法律に規定がない事務についてもマイナンバーの利用を可能とし、②情報連携できる事務を定めている法別表第二を下位法令に規定する**ことで、迅速な情報連携を実現する。また、ガバナンス確保の観点から、事後監視のあり方についても検討が必要か。

これまで

- ① 情報連携できる事務に類似しつつも、法律に規定がない事務（給付事務や在日外国人への生活保護の事務等）はマイナンバーを利用するため、マイナンバー法に規定することが出来なかった。
- ② 新規の情報連携を行うために、法改正で約1年、システム改修で約1年必要であり、迅速な情報連携が困難であった。

これから

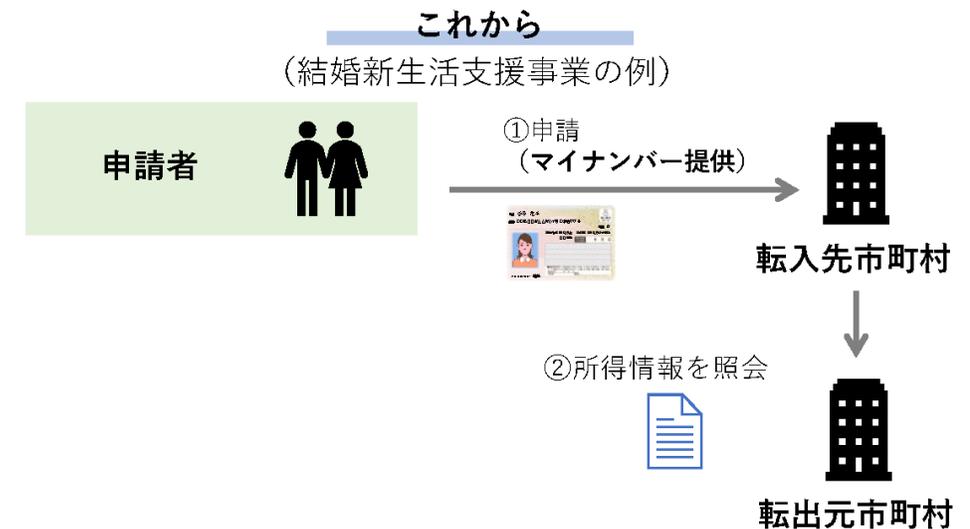
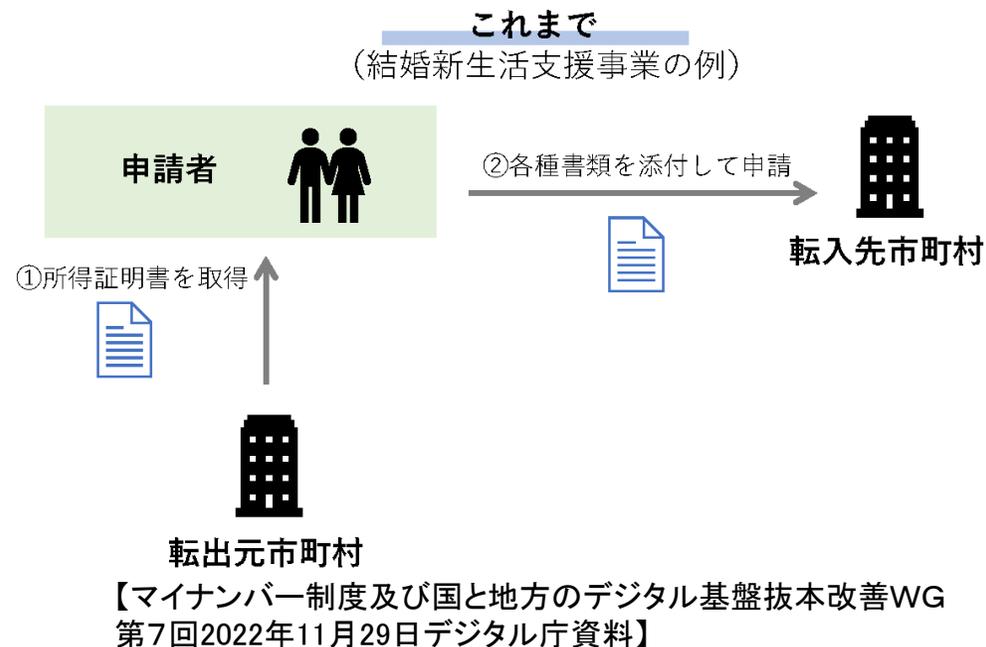
- ① **法定されている事務に準ずる事務であれば、マイナンバーの利用を可能**とする（給付事務は特定公的給付制度にて措置済み）。
 - ※ 準ずる事務とは、法定されている事務と趣旨や目的が同一であり、内容や作用の面で基本的に同じである事務を想定。
- ② 既に法律（別表第一）でマイナンバーの利用が認められている事務であれば、**下位法令に規定することで情報連携を可能**とする。
 - ※ 現行においても、情報連携の詳細な事項は省令で規定。

【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG
第7回2022年11月29日デジタル庁資料】

- ✓ **新たに追加されるマイナンバー利用事務や情報連携の状況について事後監視のあり方についても検討が必要か。**

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し 番号法別表に準じなくても委員会判断で自治体の情報連携を拡大 独自利用事務の情報連携の範囲拡大について

- 現行、地方公共団体が独自利用事務において情報連携を行う際、個人情報保護委員会規則に掲げる下記要件を満たすことが必要（マイナンバー法第19条第9号、H28年個人情報保護委員会規則第5号第2条）。
 - ①独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表に掲げる事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること
 - ②その事務の内容が、法定事務の内容と類似していること
- そのため、結婚新生活支援金事業のような、マイナンバーを利用して情報連携するニーズがあっても、マイナンバー法の別表に同様の事務がない場合、マイナンバーを利用した情報連携ができないという課題がある。
- 今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的とし、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができるよう**個人情報保護委員会規則の改正**の検討を行う。



行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資するのであれば、
情報連携が可能に。

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化 医療保険各法の改正内容

健康保険法第51条の3(被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等)＝新設

被保険者又はその被扶養者が**電子資格確認を受けることができない状況にあるときは**、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の**資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載**した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による**提供を求めることができる**。

この場合において、当該**保険者**は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては**当該書面を交付**するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを**提示することにより**、第六十三条第三項、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第三項の**確認を受けることができる**。

※(参考)健康保険証の交付義務を規定する現行の健康保険法施行規則(抜粋)

第47条(被保険者証の交付)

協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第九号による**被保険者証を被保険者に交付しなければならない**。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

2 健康保険組合は、次に掲げる場合においては、様式第九号による**被保険者証を被保険者に交付しなければならない**。

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化 健康保険証廃止のための条件整備

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」

▼構成員

河野デジタル大臣
松本総務大臣
加藤厚生労働大臣

▼専門家WG

座長 村上デジタル庁統括官
構成員 総務省自治行政局長
厚生労働省保険局長
日本医師会常任理事
日本歯科医師会副会長
日本薬剤師会副会長
健保連常務理事
国保中央会会長

オブザーバー

全国健康保険協会 全国知事会
全国市長会 全国町村会
全国後期高齢者医療広域連合協議会 J-LIS



2月17日「中間とりまとめ」

<https://www.digital.go.jp/councils/card-integration-my-number-and-insurance/049442db-8ca3-4019-928a-c8b76aaa75d5/>

▼マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会における検討事項(案)

- (1) 特急発行・交付の仕組みの創設等について
 - ・特急発行・交付の対象者(新生児、紛失、海外からの入国など)
 - ・発行・交付に要する期間のさらなる改善
 - (2) 代理交付・申請補助等について
 - ・代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応、申請補助・代理での受取等を行う者の確保等の具体的な促進方法等
 - (3) 市町村による申請受付・交付体制強化の対応
 - ・出張申請受付等の拡大など効率的な実施方法等
 - (4) 紛失など例外的な事情によりマイナンバーカード不所持の場合の取扱い
 - ・不所持の場合の資格確認の方法
 - ・子どもや要介護者等におけるマイナンバーカードの取り扱いについて
 - (5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応
 - ・資格変更時のオンライン資格確認システムへの入力のタイムラグ
- ※その他、保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題
- ・発行済の保険証の取扱い
 - ・災害時、システム障害時の対応

▼法律改正が想定される事項

- (1) 番号法
 - ① 乳幼児の写真
- (2) 国民健康保険法等
 - ① 資格の取得や喪失の事実関係、資格確認に必要な事項の証明に関する規定の整備
 - ② 滞納対策の仕組み、滞納者への通知等に関する規定の整備
 - ③ 保険証廃止に伴い不要となる規定の削除、これらに伴う技術的改正

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。
 - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとする。（経過措置）
- 発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等】

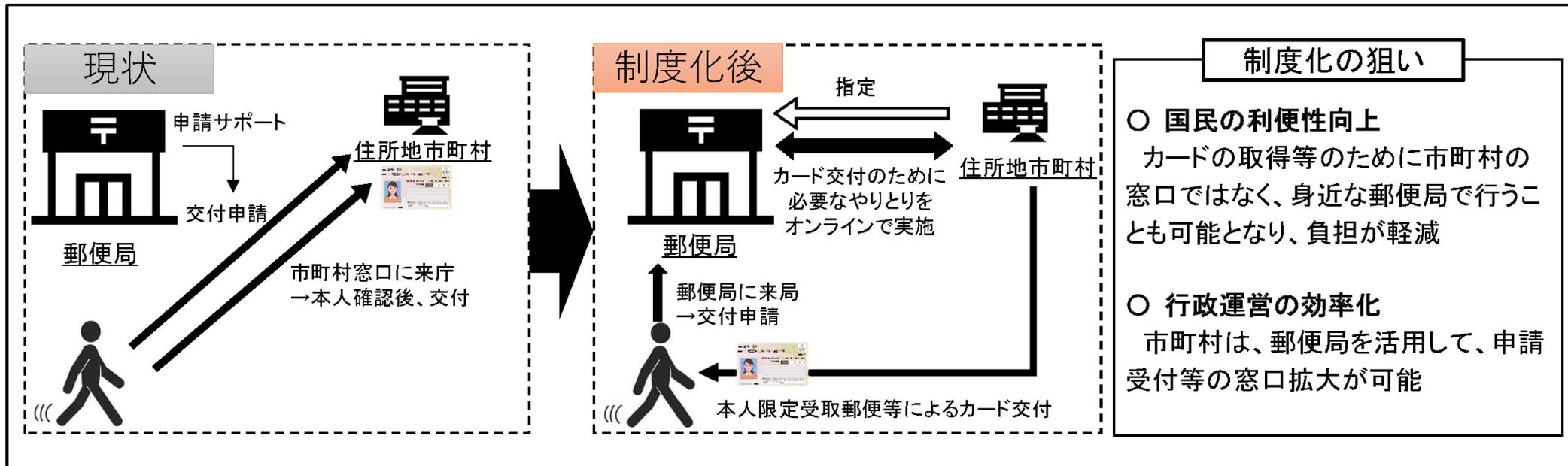
- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととする。
 - （※4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
 - （※5）長期にわたる保険証滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。

- 見直しの時期：令和6年秋を予定

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

○ 日本郵便とも連携し、郵便局における申請サポートを強力に推進するとともに、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請受付と市町村による本人確認を行い、発行されたカードを郵送で住民に届けること等を可能とするよう、郵便局事務取扱法に、マイナンバーカードの交付に係る事務を位置付け、制度化を目指す。

※ 郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなす重要な事実行為を、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。

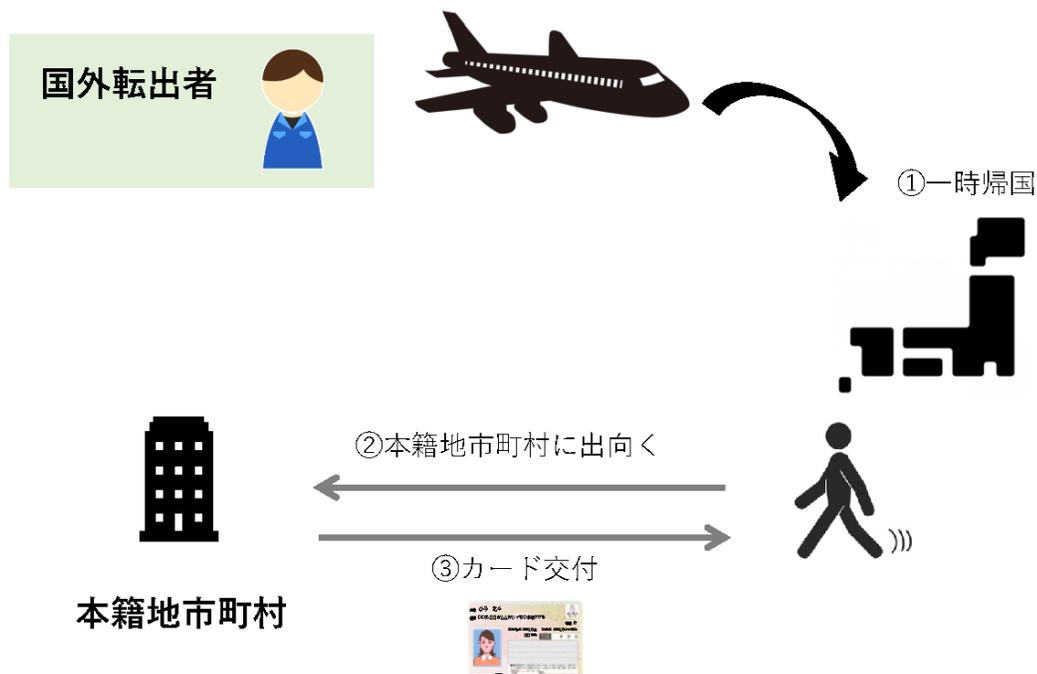


4. マイナンバーカードの普及・利用促進

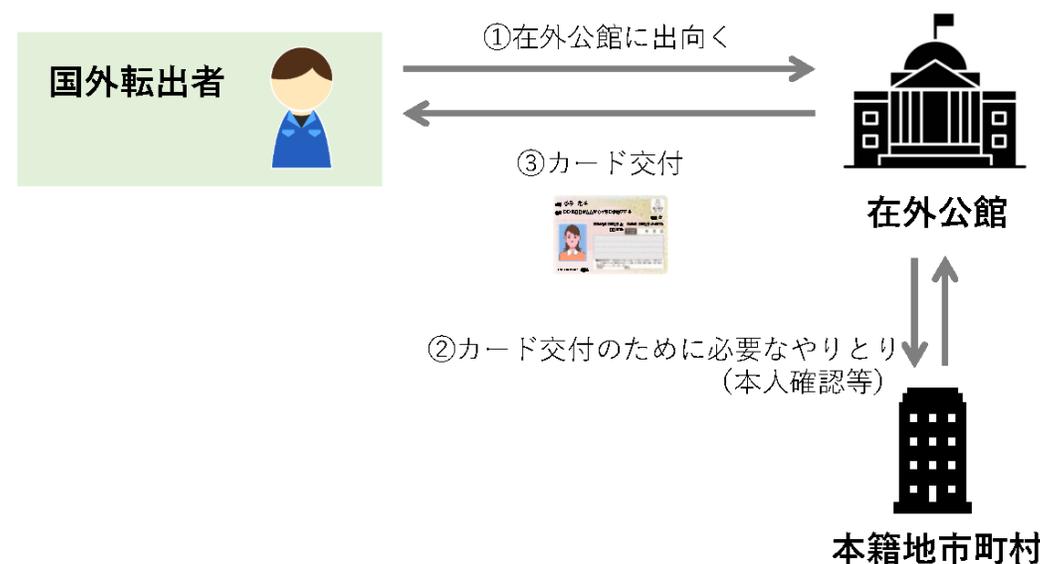
在外公館におけるマイナンバーカードの交付

- 2019年のデジタル手続法により、「戸籍の附票」を個人認証の基盤として、国外転出者についても、マイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を可能とするため、住民基本台帳法等を改正（2024年5月30日までに施行）。一方で、改正後においても、国外転出者がマイナンバーカードの交付・更新や電子証明書の発行・更新の手続きを行う場合には、一時帰国して、本籍地市町村の窓口で手続きを行う必要。
- 国外転出者が、帰国することなく、在外公館を経由して、マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新等の手続きを行えるよう、必要な手続き等を定める。

令和元年デジタル手続法施行後の手続 (2024年5月30日までに施行)



今般整備する新たな手続き(案)



国外転出者のカード取得等のための負担が大幅に軽減

マイナンバーカードの券面の一部見直し

- デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月）において「日本国政府が発行したカードであることの券面表記、西暦と和暦との二重表記、氏名のローマ字表記について、2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせた運用開始を目指す。」とされ、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月）において2023年の通常国会に、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を含めた戸籍法制の関連法案を提出するとされている。
- 上記に加えて、氏名のフリガナ表記は、官民の手続きを問わず本人を同定するために各種申請において必要とされていることから、戸籍の氏名に振り仮名が法制化されることを踏まえ、**マイナンバーカードにおいて、氏名のフリガナの記載を行う。**
- また、**希望する者に対し、氏名のローマ字表記及び西暦の生年月日を、マイナンバーカードの追記欄に記載できるようにする。**

これまで



これから（イメージ）



※氏名の横にフリガナ表記を記載する。
※希望者に対して、氏名のローマ字や西暦生年月日を記載する。

6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設） 進まない公金受取口座登録⇒不同意を表明しないと自動的に登録

公金受取口座登録制度及び行政機関等経由登録の特例制度案について

公金受取口座 の登録状況 (3月5日時点)

約4557万件
(マイナカード交
付枚数に対する
登録率56.6%)

- 公金受取口座登録制度は、特別定額給付金の支給の際の経験を踏まえ創設。平時だけでなく、緊急時においても迅速かつ確実な給付の実現に資するもの。ご登録いただくことにより、給付申請時において国民の皆様の手続負担が軽減。
- 特例制度案は、既に行政機関等にご提供いただいている年金受給口座の口座番号等を公金受取口座としてもご登録いただき、その他の給付にも簡易に利用可能とするもの（新たに情報をご提供いただくものではない。）。
- ご登録いただいた口座は給付金等の支給のみに利用（公金受取口座として登録されることにより、当該口座が税の徴収等に使われることはない。また、デジタル庁には口座番号等の情報しか提供されないため、当該口座残高や取引履歴を把握することはできない。）。

【特例制度案の実施に係る対応案】

不同意の回答を
行う機会の確保等

認知症の方・知的
障害のある方への
対応

郵送物の到着や
内容を把握しにく
い方への対応

- 同意又は不同意の回答を求める事前通知は書留郵便により行う。
- 不同意の回答を失念し、登録された場合でも、マイナポータルや全国の金融機関において抹消・変更はいつでも可能となる。登録結果の通知においてその旨ご案内する。
- 代理人による意思表示のほか、ご家族の方などの支援を受けて意思表示を行うことを可能とする。
- 視覚障害のある方に対し、音声コードを追加することを検討。
- 本人が了知しえない場合（例：単身世帯の方が入院中のため未達の場合）は同意したものととして取り扱わない（登録されない）。

2023年3月7日 閣議決定の 改正法概要 (デジタル庁)

<https://www.digital.go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8/>

公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

マイナンバーの利用促進

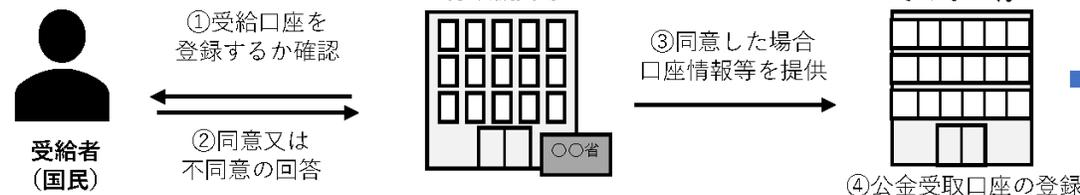
- 今後、金融機関経由の登録の開始など登録方法の拡大を予定しているが、迅速かつ確実な給付の実現のため、公金受取口座の登録を更に進める必要がある（約2,691万件（2022年11月27日時点））。
- 国民がより簡易に登録できるよう、給付等を行う行政機関等が口座情報等を保有している場合、
 - 公金受取口座として登録することに同意するかどうか回答を求める旨や
 - 一定期間内に不同意の回答をしないときは公金受取口座の登録に同意したものとして取り扱われる旨等を事前通知した上で、不同意の回答をしなかった場合は登録する制度（行政機関等経由登録の特例制度）を創設する。

現在の登録方法

(1) マイナポータル経由の登録

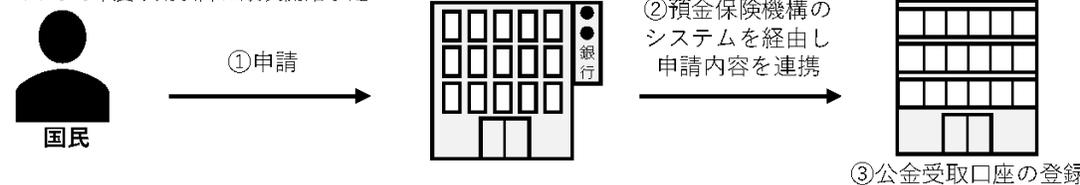


(2) 行政機関等経由の登録



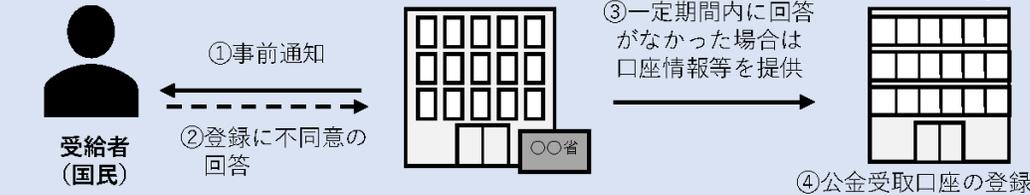
(3) 金融機関経由の登録

※2023年度下期以降に順次開始予定



新設する登録方法（追加）

特例制度（新設）



【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG 第7回2022年11月29日デジタル庁資料】

6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設) 所得・資産情報と社会保障・税の連携を求める経済財政諮問会議ロードマップ

▼第13回経済財政諮問会議(2022年11月2日)有識者議員資料

「マイナンバーについては、マイナンバーカードの普及が課題になっているが、そもそも**マイナンバー自体の活用も十分に進んでいるとは言えない**。公正・公平な社会保障制度や税制の基盤となることが期待されてきたマイナンバーであるが、導入以降、骨太方針※で掲げたマイナンバーを用いた**所得・資産情報と社会保障制度・税制の連携**は十分進んでいない。その背景には、国民の個人情報流出への懸念、利用にメリットが感じられないこと等があると考えられる。」

※骨太方針2015では「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、**金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組み**について、実施上の課題を整理しつつ、検討」、「マイナンバー制度を活用し、**徴税コストの削減**を図るとともに、**担税力を適切に捕捉**するため、金融及び固定資産情報(登記及び税情報を含む。)と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、**税・社会保険料徴収の適正化を進める**」等の記載がなされている。

応能負担を徹底した効率的な社会保障制度を実現する・・・カギとなるのがマイナンバーの利活用

- ①マイナンバーがどのように利活用されどういった利便性が実現するか**明確なビッグピクチャーの提示**
- ②マイナンバーに紐づいた所得等各種情報の充実(**所得把握の早期化、口座登録を更に加速、固定資産等、実物資産情報とマイナンバーとの連携**)
- ③**情報連携拡大**に向けたマイナンバー制度の改善(記載を政令事項にする等、情報連携が促進されるようマイナンバー制度の改善)
- ④マイナンバー利活用を前提とした**給付と負担の制度改革**

▼2022年12月22日ロードマップ決定(平成9年まで)

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/1222/bessatu_02.pdf